

法令等名	道路交通法
根拠条項	第51条の9
処分の概要	登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	
処分基準	<p>登録法人に道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問い合わせ先	交通部駐車管理課管理第二係（電話06-6943-1234 内線709-231）
備考	